

公表年月日:令和 8 年 8 月 6 日

5G インフラシェアリング協力整備を担う企業選定について

令和 8 年 8 月

公益社団法人移動通信基盤整備協会

1. 提案募集の概略

- ・名 称:5G インフラシェアリング協力整備事業
- ・特 質:本募集では、NRCA を要する施設および事業者要望の追加施設を対象として、5G インフラシェアリングの協力整備に参画いただく企業を募集します。
- ・実施場所:日本国内の本協会が指定する場所

2. 契約を締結するパートナー企業数

- ・応募状況および審査結果により決定(複数社を予定)

3. 企業の選定方法

- ・別途提示する提案依頼書の要求事項に基づき、技術的要件、実現可能性、実施体制、実績、経営基盤およびコスト等を総合的に判断した上で、公平かつ公正に審査を行い、協力整備を担う企業を選定します。

4. 応募の手続

- ・本提案募集に係る所定の手続に従い実施します。

5. 提案申請書類の内容

- ・申請書類の内容については、別途交付する提案依頼書に示します。

6. 応募意思の受付

- (1) 本募集への応募を希望する場合は、以下のメールアドレス宛に応募意思をご連絡ください。
受付後、必要な手続等について本協会よりご案内いたします。

宛先:sharing-public-recruitment26-01@jmcia.or.jp

件名:[応募] シェアリング協力整備について

本文:法人名、所属、役職、担当者名、住所、電話番号、メールアドレス

※記入内容に不備がある場合は受付できない場合がありますのでご注意ください。

(2) 応募意思の受付後、以下の書類を提出していただき、本協会にて内容を確認・審査の上、提案依頼書の交付対象となる法人様に提案依頼書をお渡しします。

- ・機密保持に関する誓約書
- ・会社概要資料
- ・登記事項証明書
- ・本書第 8 項に示す実績に関する資料

(3) 受付期限以降のご連絡には一切お答えできませんのでご注意ください。

(4) 本募集以外のご質問、お問い合わせ等には一切お答えできません。

(5) 本募集に関連して取得した個人情報、本募集に関する受付、連絡および必要な手続の範囲で使用し、法令等に従い適切に取り扱います。

7. 応募意思の受付期限

- ・令和 8 年 9 月 4 日(金)15 時(日本時間)

8. 応募に参加するための基本要件・注意事項

以下の条件を満たす法人に限るとします。

- ・日本国内でシェアリング提供相当の実績があり、現在も役務を継続して提供していること
(当該実績を確認できる施設名が確認できる資料等を提示いただきます)。

ただし、次のいずれかに該当する者は参加することができません。

- (1) 民法第 7 条の規定により後見開始の審判を受け、その取消しを受けていない者および民法第 11 条の規定により保佐開始の審判を受け、その取消しを受けていない者
- (2) 破産者で復権を得ない者

- (3) 民事再生、会社更生、破産、清算等の手続中にある法人
- (4) 次に掲げる事由の 1 つに該当する行為をした者で、その事実認定の日から 2 年間を経過しない者、
また、それらの者を使用していた者で、事実認定の日から 2 年間を経過しない者
- ア. 協会との間で締結した契約(以下、「契約」という。)の履行に際し、故意に又は重過失により製品の製造、供給、
納品もしくは役務を粗雑にし、又は製品の品質もしくは数量に関し不正の行為があった者
- イ. 協会の調達における申請(以下、「申請」という。)又は契約の締結もしくは履行に際し、不正に利益を得る目的
をもって申請者間で共謀した者
- ウ. 他の供給者の申請を妨害し契約を締結すること、もしくは契約を履行することを妨害した者
- エ. 協会の検査又は監督に際し、協会職員の職務執行を妨げ、又は職務執行に協力しなかった者
- オ. 正当な理由がなく契約を締結しなかった者、又は契約を履行しなかった者
- カ. 申請の手続又は契約の締結もしくは履行に関する手続等に際し、虚偽の申告をした者
- キ. 提案依頼書に示す協定に規定する守秘義務に違反した者
- ク. 提案依頼書を不正に使用した者
- ケ. その他不正に競争を阻害する行為をした者
- (5) 本応募において、最終的な応募仕様作成に直接関与したことによって競争上の不公正な利益を享受する者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」とい
う。)又は暴力団員でなくなった日から 5 年間を経過しない者
- (7) 暴力団員、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成(以下)総称して「反社会的勢力」とい
う。)する者
- (8) 反社会的勢力がその事業活動を支配する者
- (9) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この手続をする者

以上